

令和7年度 福岡市博多南地域交流センターの管理運営に対する評価について

1. 施設概要
- (1)施設名

福岡市博多南地域交流センター(愛称:さざんぴあ博多)
- (2)所在地

福岡市博多区南本町2丁目3-1
- (3)施設内容

延床面積6,227㎡、多目的ホール(280席)、体育館(1,005㎡)、トレーニングルーム第1、2会議室、第1、2和室、チャイルドルーム
- (4)施設の役割

地域住民の交流を促進する場を提供することにより、地域コミュニティの活性化に資するとともに、文化及びスポーツの振興並びに地域福祉の向上に寄与する。
2. 指定管理者
- (1)指定管理者

賑わうさざんぴあコミュニティ事業体
- 構成団体

西部ガス都市開発株式会社(代表者)
株式会社ファイブ
西部瓦斯株式会社
健寿株式会社
- (2)評価対象期間

令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
- (指定管理期間)

令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日)
3. 評価方法
- (1)指定管理者による自己評価
- (2)市による評価
- (3)評価委員会による評価
- (4)市による最終評価

指定管理者から提出された令和7年度事業報告書、自己評価書及び収支決算書等の確認、実地調査及びヒアリング等を実施し、別紙「評価シート」の評価項目ごとに点数を付して、評価を行った。
4. 評価基準
- 別紙「評価シート」のとおり
5. 総合評価

(1)総合評価	○A ●B ○C ○D ○E
(2)所見	利用者数の目標を達成しており、利用者の満足度も高い。地域活動への参加など、地域へ積極的に接触することにより、地域との連携に努めている。 地域ニーズを捉えた企画事業を実施しており、また、コミュニティナースという独自の取組み等により、利用者増加を達成している。

A 十分な成果が認められる。業務に対し、積極的な工夫・改善の取組みが行われている。
B 成果が認められる。業務に対し、工夫・改善に取り組む姿勢が見られる。
C 標準的な業務の水準であり、概ね成果が認められる。(標準)
D 業務に対し、改善すべき事項が見られる。
E 業務の基準を満たしておらず、すみやかな改善が必要である。

評価シート

別表3

1 基本情報

施設名	博多南地域交流センター	指定管理者	賑わうさざんびあコミュニティ事業体
指定期間	R4.4.1～R9.3.31	所管課	市民局公民館支援課

2 業務の履行に関する評価

評価項目	配点	基準点	評価	評価の理由
1 施設の運営	15	15	15	各項目共に水準を満たしている。
2 施設等の維持管理	15	15	15	
3 事業の実施	15	15	15	

3 サービスの質に関する評価

評価項目				配点	基準点	評価	評価の理由
1 施設の利用状況							
(1)	利用者数	5	3	5	利用者数は目標を達成。稼働率は目標の92.6%。		
(2)	稼働率	5	3	3			
2 事業の実施状況等							
(1)	指定管理者企画事業の参加者数(達成率)	5	3	5	指定管理者企画事業の達成率・満足度共に概ね高い水準となっている。		
(2)	指定管理者企画事業の参加者満足度	5	3	5			
(3)	効果的な集客対策(SNS・HP等)	5	3	4			
(4)	地域や関係団体との関わり(民間の視点の活用)	5	3	4			
(5)	体育施設利用者へのスポーツ指導	5	3	4			
3 利用者満足度							
(1)	利用者アンケートの結果	5	3	4	施設の全体的な満足度は「大変良い・良い」が86.0%、「普通」が14.0%、「やや悪い・悪い」が0%と、利用者からの満足度は概ね高い。		
(2)	利用者からの意見・苦情等への対応	5	3	4			
(3)	利用者ニーズの把握・反映	5	3	4			

4 経済性・効率性に関する評価

評価項目	配点	基準点	評価	評価の理由
1 収支の実績	10	6	6	特になし
2 経費の縮減	10	6	7	

5 加点事項

評価項目	配点	基準点	評価	評価の理由
1 管理運営にあたり工夫し成果をあげた取組や自主事業等	20	0	13	利用者ニーズをとらえた各事業等や継続実施のコミュニティナーズの取組等により、施設利用者数の目標達成に寄与している。

6 減点事項

評価項目	配点	基準点	評価	評価の理由
1 改善事項が是正されていない事項や指定管理者の責めに帰すべき事故等	-20	0	0	改善事項が是正されていない事項や指定管理者の責めに帰すべき事故等はなし。

7 評価点数合計

評価項目	配点	基準点	評価
2 業務の履行に関する評価	45	45	45
3 サービスの質に関する評価	50	30	42
4 経済性・効率性に関する評価	20	12	13
5 加点事項	20	0	13
6 減点事項	0	0	0
合計	135	87	113

7 市による総合評価

上記2～7を踏まえ、下記の通り評価を行う。

B

【参考】総合評価判定基準

A	120点～135点	十分な成果が認められる。業務に対し、積極的な工夫・改善の取組みが行われ
B	100点～119点	成果が認められる。業務に対し、工夫・改善に取り組む姿勢が見られる
C	68点～99点(基準点87点)	標準的な業務の水準であり、概ね成果が認められる
D	37点～67点	業務に対し、改善すべき事項が見られる
E	36点以下	業務の基準を満たしておらず、すみやかな改善が必要である